

第1期中野区児童福祉審議会 第1回全体会

【日時】 令和4年4月13日（水）18：30～19：40

【会場】 中野区役所7階 第10会議室

【出席者】

（1）出席委員

秋山委員/片倉委員/上鹿渡委員/川松委員/黒田委員/櫻井委員/

新開委員/高田委員/田畑委員/野澤委員/藤岡委員/山本委員（欠席：鈴木委員）

（2）酒井区長

（3）関係部課長

子ども教育部長/子ども家庭支援担当部長/児童相談所長/児童相談所副所長/

保育園・幼稚園課長/幼児施設整備担当課長

（4）事務局

子ども・教育政策課長/子ども・教育政策課庶務係2名

【会議次第】

第1部

委嘱式

第2部

- 1 委員紹介
- 2 中野区児童福祉審議会について
- 3 委員長、副委員長の互選について
- 4 部会の設置について
- 5 中野区児童福祉審議会への諮問について
- 6 中野区児童相談所について

午後6時30分 開会

○事務局（子ども・教育政策課長）

ただいまより、第1回中野区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変ご多忙の中、審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、また本日、このような時間にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は児童福祉審議会事務局を担当いたします、中野区子ども教育部子ども・教育政策課長の濱口でございます。よろしくお願いたします。本日は第1回の審議会ということで、委員長が選任されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

開催に当たり、当審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、初めに本日の欠席者についてご連絡します。鈴木芳明様におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、次第と資料1から資料6、参考資料をクリップでとめたものがございます。また座席表につきましても、配付させていただいております。不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、中野区児童福祉審議会委員の委嘱式に移ります。

ただいまから、酒井中野区長が皆様の座席を回り、委嘱状を交付させていただきます。区長が席まで参りましたら、お名前をお呼びいたしますので、お立ちいただきお受け取りください。名簿順に交付させていただきます。

最初に、秋山千枝子委員です。

○酒井区長

委嘱状、秋山千枝子様。中野区児童福祉審議会委員に委嘱いたします。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。中野区長、酒井直人。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（委嘱状 交付）

○事務局（子ども・教育政策課長）

以上、本審議会委員は、ご欠席の鈴木芳明委員を含め、総勢13名となります。よろしくお願いたします。

ここで、酒井区長からご挨拶をいただきます。区長よろしくお願いたします。

○酒井区長

皆様、こんばんは。本日は、記念すべき第1回中野区児童福祉審議会ということで、委嘱をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

ご存じのとおり、中野区はこの4月に児童相談所を設置しまして、私も先日1日に職員へ挨拶に参ったわけでございますけれども、その日から一時保護所に子どもが2人、早速入ることになりまして、現場で、この児童相談所を直接我々が責任を持って運営をするということに対しての、責任の重さと深刻さというものを感じたところでございます。

区は、子育て先進区という言葉を使いまして、23区の中でも、子育て家庭に選んでいただける区にしていきたいと思っております。その中でも大事にしているのは、一人ひとり子どもたちをしっかりと我々が支えていくという精神でございます。まさに今回の児童相談所を直接区が受け持つということは、そこを実現する上でも必要なことだと思っております。

またこの3月、まだひと月たっておりませんが、子どもの権利条例というものを、区でも制定しました。この条例は、区政の理念として、子どもを中心に、子どもの視点から全ての施策を我々は進めていくという、区政運営のまさに理念ということで位置づけたものでございます。

それも踏まえて、我々としては、中野区に住む子どもたちのために、しっかりといろいろな施策も含めて進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様にはお知恵をいただき、中野区の区政を前に進めていくためにご尽力いただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（子ども・教育政策課長）

区長、ありがとうございました。区長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。

○酒井区長

どうぞよろしくお願いいたします。

（区長 退席）

○事務局（子ども・教育政策課長）

続きまして、各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思っております。本日は第1回児童福祉審議会になりますので、名簿にございます秋山委員から順番にお一言ずつご挨拶をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○秋山委員

医療法人社団千実会あきやま子どもクリニックの院長でございます。三鷹市で小児科を開業しております。現在東京都の児童福祉審議会、そして東京都教育委員会の委員をしております。この経験が少しでもお役に立てればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○片倉委員

子どもの虐待防止センターで理事をしております片倉と申します。よろしく願いいたします。

私は東京都の児童相談所で児童心理司と児童福祉司を経験しておりました。資格は臨床心理士です。ですから、ソーシャルワークと心理学と両方に足を置いて、いろいろお子さんのことを考えていければと思っております。よろしく願いいたします。

○上鹿渡委員

早稲田大学人間科学部の上鹿渡と申します。よろしく願いいたします。

人間科学部では、子ども家庭福祉の専門として、福祉のほうで教員となっております。もともとが児童精神科医でして、京都市の児童相談所で勤務をしておりました。そこで一時保護や施設や社会的養護の子どもたちと出会って、福祉のほうにしっかり取り組んでいきたいと思い、今この立場で研究や実践に取り組んでおります。特に最近は里親のことに取り組んでおまして、そのこともあって、今回お声がけをさせていただいたかなと思っております。

こういった児童福祉審議会に出るのは、長野県の児童福祉審議会で処遇審査部会という、被措置児童の虐待や見相の判断について判断する委員会ではしているのですが、里親については、たくさん取組はしているのですが、こういった委員会に入るのは初めてで、皆さんと一緒に、新しい区での動きということでつくっていったらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○川松委員

川松と申します。よろしく願いいたします。明星大学というところにいます。

もともとは東京都の福祉職で施設の職員をして、その後、児童相談所で児童福祉司をしておりました。現在は荒川区、世田谷区、川崎市の児童福祉審議会の委員をさせていただいております。

特別区の児童相談所の各区の設置の状況については、非常に強い関心を持っておりまし

て、ご協力できることがあればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田委員

黒田と申します。現在所属は愛恵会乳児院ですけれども、私は児童養護施設のほうはずっと長くて、児童指導員をやった後、施設内虐待で混乱した施設の後始末とか、経営者がかわっていろいろ問題が起きてどうにもならないので何とかして欲しいという施設とか、都立施設が民間移譲で職員総入れ替えというような施設を軌道に乗せるとか、そういう施設ばかりやってきて、養護施設をかれこれ42年やって、乳児院はまだ4年で、勉強中というふうなところですよ。

区の児童相談所への関わりとしては、児童養護施設、乳児院側の区児相の設置対策委員会の委員長といった、そういう立場で、各区回らせていただいて、いろいろ注文もつけさせていただいて、施設側はどういうようなことを希望しているというのと、あとは開設直後の状況について、施設側のアンケート調査を年3回、直後と、後と、年度がわりの状況がどうだったかというの、それでまたいろいろさせていただいてというふうなことで、具体的にどんな児相になってほしいかというふうなことを考えて、いろいろ関わらせていただいて、中野区もですね、あの、言いたい放題ですね。でしたけれども、そういう縁もあって、今回参加させていただくことになりましたので、よろしくどうぞお願いいたします。

○櫻井委員

櫻井奈津子と申します。よろしくお願いいたします。

昨年3月に、和泉短期大学を定年退職しまして、現在はフリーランスと言えれば聞こえがいいのですが、幾つかの非常勤と、それから児童養護施設や一時保護所のスーパーバイズをしています。和泉短期大学に在職中は、相模原市の児童福祉審議会の里親認定部会に関わらせていただいております。

また私自身は、児童養護施設の経験が長くて、児童養護施設にいるときに、もうなくなってしまいましたけれど、東京都養育家庭センターという、養育里親の支援を行うセンターで、11年ほどワーカーをしていました。その関係もあって、現在は東京都の認定前研修の講師を年に10回ほど担当させていただいておりますので、多分中野区にお住まいの里親さんも、「あ、櫻井」という感じで、私の講義を受けられた方もいらっしゃるのではないかなと思うのですが、そんな経験を生かして、中野区の里親認定にお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○新開委員

東京家政学院大学というところで、保育者養成と小学校教員養成、特別支援学校教員養成をしております。新開よしみと申します。よろしくお願いいたします。

20年ほどこの大学で保育者養成とか指導員養成をしているのですが、その前には、台東区の子ども家庭支援センターで心理相談員をやったり、いろいろなところで発達相談、保健センターとか、そういったことも少し経験がありますが、今お聞きしていると、すごくベテランの福祉の現場のご経験がある方の中で、お役にどれだけ立てるかわかりませんが、保育の今の状況について、少しお力になれるかなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田委員

皆さん、こんにちは。子どもの虐待防止センターの高田と申します。すばらしい先生方の間に入って、非常に恐縮至極なのですが、現在、私はこちらに書いてあるとおり、子どもの虐待防止センターの理事なのですが、それとともに、東京都児童相談センターで、心理の新人育成のほうに関わっています。業務指導員というのですが、今日もそこから参りました。

私は片倉さんと同じように、もともとが東京都の心理職出身で、およそ半分ぐらいの経歴が児童相談所の心理職として勤めています。その関係で、ご縁があって、現在の虐待防止センターにいるわけなのですが、そのほか鎌倉女子大の非常勤講師をしたり、あるいは今、非常に特別区が頑張っている中で、幾つかの区の子ども家庭支援センターのスーパーバイザーをさせていただいたり、あと都立の児童相談所での里親推進委員というのもさせていただくといったような状況で、活動をしているという次第です。

これまでの私の経験が、どの程度お役に立つかどうかはわからないのですが、皆様と協力しながら、何とか務め上げていきたいかなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○田畑委員

初めまして、田畑と申します。弁護士をしております。今は北児童相談所というところの非常勤と、豊島区子ども家庭支援センターというところの非常勤、練馬区の子ども家庭支援センターの非常勤を兼任させていただいております。豊島区のほうは、来年の2月から区見相ができますので、その際には豊島区見相の非常勤ということをお任せついています。

普段はどちらかというところ、親子の分離のほうに、どうしても法的な立場としては関わりますけれども、今回は里親さんということで、どちらかというところ、すてきなファミリーができるようにという視点で入れるといいなというふうに思っています。初めて里親関係というのに入らせていただきますので、皆様方のいろいろとお知恵を、いろいろなご経験をお聞かせいただいで、自分で邁進していこうと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○野澤委員

野澤と申します。東京大学の教育学研究科附属となります発達保育実践政策学センターというところに所属しております、子どもの発達と保育の実践や政策について、幅広く研究しているところになります。

実際、保育の現場というところでは、東京だと千代田区ですとか墨田区、武蔵野市なんかの園に訪問させていただいて、研修などをさせていただいたりもしておりますけれども、まだまだ勉強中の身ですので、本当に皆様から学ばせていただきながら務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○藤岡委員

日本社会事業大学の藤岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。第1期の委員ということで、本当に光栄に思っております。中野区の職員の方から、熱意を持ったお誘いいただきまして、それに圧倒されて、委員を引き受けさせていただいたところでございます。微力ながら、お力添えできればと思っております。東京都の児童福祉審議会の委員させていただいております、その経験を生かせればと思っております。

それから最近のテーマとしては、支援者支援ということで、職員とかあるいは里親さんの支援が、子どもたちの支援につながるということを中心に進めておりますので、その観点からも発言させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員

弁護士の方山本と申します。少し前に、私も1年ほど中野区に住ませていただいております、今日、夜間通用口を通るときに、8年ぐらい前に、ちょうど夜間通用口に婚姻届を出しにきたのを、今さら思い出しました。

この児童福祉の関係では、児童相談所の非常勤、それから中野区ではない区のアドバイザーをやっていたり、あとは児童養護施設、それから子どもシェルターの関係に関わりまして、いろんな立場で動いてまいりました。ただ、あくまで弁護士として活動していまし

たけれども、今回児童福祉審議会で、多角的に事案を検討していくに当たって、私以外の経験ある先生方のアドバイスとかお話を、勉強させていただいて、何とか力になればというように思っております。勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございました。

続きまして、区側の関係者を紹介させていただきます。

（区側関係者 挨拶）

○事務局（子ども・教育政策課長）

よろしくお願いいたします。

次第の2にごございます中野区児童福祉審議会について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料2中野区児童福祉審議会設置条例をごらんください。

本審議会につきましては、児童福祉法に基づきまして、区長の附属機関として設置するものでございます。組織は、第3条において委員20人以内、任期につきましては2年とし、再任を妨げないとしております。

第5条でごございます。審議会に委員の互選による委員長及び副委員長を1人置くとしております。後ほど皆様に選出をお願いしたいと存じます。

第6条では、会議の招集ということで、委員長が招集、過半数が出席しなければ開くことができないという規定になっております。本審議会は、公開としております。ただし、審議会が必要と認めるときは、公開しないことができるという規定としております。

第8条に、部会を規定してございます。後ほどまた詳細は説明させていただきますが、各部会においての委員の互選により、部会長を1名置くということにしてございます。また審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができるとしてございます。

このような形で、中野区児童福祉審議会を進めさせていただきたいと存じます。

ここまでで、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

次第の3、委員長及び副委員長の選出についてのお願いでございます。どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いいたします。立候補等がないようでしたら、事務局から提案をさせていただければと存じますので、よろしいでしょうか。

そうしましたら、委員長につきましては、他の児童福祉審議会委員や部会長等をされている川松亮委員にお願いできればと思います。また、副委員長につきましては、中野区子

ども・子育て会議委員もお引き受けいただいております。新開よしみ委員にお願いできればと存じます。

川松委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

また新開委員、よろしいでしょうか。

では、皆さんご了承いただけるということでよろしいでしょうか。

(拍手)

○事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございます。

それでは、以降、川松委員長に進行をお願いしたいと思いますので、ご挨拶をいただき、その後進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○川松委員長

そうそうたる委員の皆さんがいらっしゃる中で、大変僭越に思うのですが、ご指名いただきましたので、委員長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

児童相談所が開設されて、中野区の子どもの福祉にとって、新しい時代になってきたのだらうなというふうに思います。中野区の子どもの福祉がより一層進みますように、児童福祉審議会として、バックアップをしていければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

非力ではありますが、皆さまのご協力で円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、進行をかわって進めさせていただきたいと思います。

それでは、次は次第の4「部会の設置について」です。

それでは、事務局から部会の設置について、ご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

それでは、資料の3、「部会の設置について」をごらんください。

条例8条におきまして、審議会は必要に応じて、部会を置くことができるという規定がございますと、先ほどご説明させていただきました。事務局案をお示しさせていただきます。三つの常設の部会の設置でございます。

一つ目が「里親認定部会」です。所掌事項については、資料にあります①から④のとおりでございます。

二つ目が「子どもの権利擁護部会」です。所掌事項につきましては、①から④とさせていただきます。

三つ目が「保育部会」です。所掌事項につきましては、①から⑦としてございます。

なお、児童虐待等における死亡等重症事例や保育所における死亡等重大事故が発生した場合は、臨時に部会を設置させていただきたいと考えております。

部会員案につきましては、資料のとおりでございます。

なお、部会につきましては、議事録を作成し、保存したいと考えております。各部会とも個人情報や施設等に係る秘匿性の高いものとなりますので、会議及び議事録は非公開とさせていただきますと考えております。

部会の設置及び部会員案につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。部会につきましては、事務局にお示しいただいた3部会を設置するというところでよろしいでしょうか。

また、部会員については、条例では委員長が指名する部会員をもって設置するというふうに記載されていますけれども、実際、事務局のほうから皆様にご依頼があつて、ご相談させていただいていると思いますので、資料4に示されている部会員案のとおりで、皆様にご承認していただくということでよろしいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

今日はこの全体の審議会の終了後に、それぞれの三つの部会を、この後同時に開催するという予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、事務局からも説明がございましたけれど、条例では「審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」となっておりますので、部会で決定したものが審議会の議決という扱いにしたいというふうに思います。

そのほか、各部会とも個人情報であるとか、施設に関わる秘匿性の高い情報が取り上げられますので、会議あるいは議事録は非公開という扱いということになりますが、それでよろしいでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、それでお認めいただいたということにします。ありがとうございます。

では、続けて、次第の5「中野区児福祉審議会への諮問について」ということで、事務

局からまたご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

それでは、資料5「中野区児童福祉審議会への諮問について」をごらんください。

諮問事項の1点目は、条例第2条で定める所掌事項でございます。

諮問事項の2点目は、「里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のための第三者関与の仕組みについて」です。諮問理由といたしましては、児童相談所設置に伴い、児童相談所が関与する子どもの権利擁護が非常に重要なところと考えております。児童相談所が子どもの措置等を行います。措置先の児童養護施設や一時保護施設等の施設については、子どもの権利を保障するため、第三者が子どもの意見を聞くなどの仕組みがございます。しかし、里親の家庭で生活する子どもの声を第三者が聞く仕組みがないため、その仕組みを構築したいと考えております。

中野区児童福祉審議会の専門的かつ広範的な見地から、その内容をご検討いただきたく、諮問いたします。なお、諮問事項の2点目については、「里親認定部会」において、ご審議をお願いしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。ただいまご説明がありましたように、この2点目の諮問事項については、里親認定部会において審議をお願いしたいというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、里親認定部会の皆様、よろしく願いいたします。かなり新種の取組というか、これまでにない取組をご検討いただくことになるかなと思います。

それでは、続きまして、次第の6になりますけれども、「中野区児童相談所について」、最後の議案ということになります。4月1日から開設されたばかりで、今日、見学させていただきましたけれども、早速保護されているお子さんがいらっしゃるということでした。現在の中野区児童相談所の取組の現状についてご説明をいただきまして、その後、皆様からご質問などをいただいきたいなと思うのですけれども、それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○児童相談所長

中野区児童相談所長の古川でございます。私のほうから、中野区の児童相談所の概要につきましてご説明させていただきます。お手元の資料のほうか、こちらのほうにスライド

で映しておりますので、お好きなほうでござんいただければと思います。

まず、子どもの夢と希望を実現するためにというテーマで、私ども児童相談所は考えてございます。また後ほどご説明させていただきますけれども、そういった中で、中野区の児童相談所がスタートしているというところでございます。

中野区の児童相談所でございますけれども、中野区の子ども教育部、教育委員会事務局の中に、子ども・若者支援センターというものを昨年設置いたしまして、その中の一つの機能といたしまして、児童相談所を行っているところでございます。

また、この機能でございますが、子ども・若者支援センター、それから教育センター、それと中野東図書館と併せまして、みらいステップなかのという、区民の方につけていただいた愛称で、建物の運営を行っているところでございます。

昨年オープンした建物でございますけれども、10階建ての複合施設になってございまして、昨年の9月には中野東中学校がリニューアルで開設いたしました。それで11月29日に教育センター、それから子ども・若者支援センターということで、旧子ども家庭支援センター機能ということで、子ども・若者支援センターで、区における児童虐待等のご相談に応じているといったところを、昨年改めてスタートしているといったところで、この2月に中野東図書館をオープンし、そして今月になりまして、中野区児童相談所を開設したといったところになってございます。

このみらいステップなかのの場所でございますけれども、中野坂上駅から徒歩2分というところにございまして、中野区の端っこにはあるのですけれども、交通の便的にはかなりいい場所に設置できているといったところでございます。

フロア構成でございます。中野東中学校と建物が合築になってございまして、低層階のほうは、主に中野東中学校が使っているところでございまして、10階建ての部分で、10階と3階が教育センター、それから9、8、7階が中野東図書館で、6、5、4階が子ども・若者支援センターということになってございまして、主に児童相談所に関しましては、6階、それから5階の面接室、プレイルームといったところで、活動を始めているところでございます。

この子ども・若者支援センターでございましてけれども、まず総合相談ということで、18歳未満の子どもとその家族に関するあらゆる相談をお受けしますということで、児童相談所と同じようなうたい文句ではあるのですけれども、どこに相談したらいいかわからないよといったような方のための総合相談ということで、子ども・若者支援センターの総合相

談があるといったところでございます。

またその一つの機能として、若者支援ということで、義務教育終了後から40歳未満の若者とその家族に関する相談をお受けする機能も、こちらの子ども・若者支援センターの中に設置しているといったところでございます。

また、児童相談所といたしましては、従前の子ども家庭支援センター機能と、区が新たに設置した児童相談所機能を統合、一体的に運営することによりまして、切れ目のない効果的な相談・支援を行うというふうにしてございます。

また子ども・若者支援センターの中には、就学相談ということで、子どもの発達や特性の状態等から、より適した就学先について考える機能といったところも併設しているといったところでございます。

中野区における子ども・家庭相談でございますけれども、これは昨年度までの件数でございます。1番右側が令和3年度の2月までの集計になってございます。

下の空色の部分が虐待に関する通告・相談といったところでございますけれども、年々右肩上がりというふうになってございまして、昨年度に関しましては1カ月分、まだ3月分の集計が終わってございませぬけれども、令和2年度よりも件数が増えている傾向があるといったところでございます。

虐待の種別といたしましては、心理的虐待がこのところやはり増えているといった傾向は、全国と同じような形で推移してきているといったところでございます。

児童相談所を設置することによりまして、中野区の子ども・家庭相談の仕組みといったところでございますけれども、今回子ども・若者支援センターの中に、児童相談所を設置することによりまして、中野区の中では、児童相談所も、旧子ども支援家庭センター機能も一緒に対応してまいりますので、こちらの子ども・若者支援センター1カ所で、お子さんに関する相談がトータルで行われていくといったところでございます。

また中野区には、区内4カ所にすこやか福祉センターという、ほかの自治体では保健センターに当たるセンターがあるのですが、中野区の場合、このすこやか福祉センターに福祉職も配置しておりまして、産前産後のトータルケアを初めとして、乳幼児健診、それから子育て相談や育児支援といったところもすこやか福祉センターで行ってまいりますので、この子ども・若者支援センターとすこやか福祉センターが車の両輪のような形で、子どもと家庭の相談に応じていくといったところでございます。

また今回、教育センターがこのみらいステップなかのの中に一緒にあるといったところ

で、日常的に教育相談に係る、例えばスクールソーシャルワーカーですとか、そういった方々との連携も図りやすくなっているといったところもありまして、児童相談所、子ども・若者支援センター、それからすこやか福祉センターといった様々な機関の連携の中で、子どもと家庭の相談を行っていければというふうに考えているところでございます。

また私どもだけではなく、中野区には要保護児童対策地域協議会ということで、様々な関係機関に介入いただいております、そういった連携を図る中で、今後も子ども・家庭相談を進めていきたいというふうに考えております。

中野区児童相談所運営基本方針でございます。表題にも載せましたとおり、基本姿勢といたしまして、私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう努めるというふうに掲げております。その達成のために、基本方針・取組ということで、五つ定めているところでございます。

中野区児童相談所でございますけれども、受付時間は通常の区役所と同様になってございますけれども、「189」を含む夜間・休日対応は、委託事業者を交えた対応ということで、24時間365日の対応を実現しているところでございます。

また組織に関しましては、所長以下、副所長、一時保護所長を置きまして、こういった組織体制の中で行っていくといったことになっております。

基本的な対応といたしましては、先ほど来申しましたとおり、子ども虐待対応に関しましては、家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることを、あらゆる人と手を携えて支える姿勢を基本としておりますので、お子さんから夢と希望を教えてもらうことから始めたいということ。それから家族とともに起きた出来事をアセスメントして、家族がつくる子どもの安全を地域とともに支えていくといったところを実現していければというふうに考えております。

それと、児童相談所の職員配置でございます。専門職の人材確保・育成といたしまして、中心となります児童福祉司に関しましては、25人の配置ということになってございます。中野区の人口は33万人でございますので、国の基準でいえば、人口3万人に1人という基本的な配置になるところでございますが、それに加えて、虐待件数による加算というところに区がありまして、今まで担っていただいた東京都杉並児童相談所の対応分、それから私ども中野区で担ってございました虐待の加算分、それを合わせまして、25人の体制ということで、4月からスタートしているところでございます。

また児童心理司は福祉司の半数ということで13人、それから一時保護所の職員ということで22人の配置をしているところでございます。

また、児童相談所の経験者やスーパーバイザーの配置ということで、児童相談専門支援員として1人、それから児童相談の業務指導員として2人、それから虐待対応専門員の3人ほか、医師、弁護士、それから里親専門等の各種会計年度職員をもちまして、専門的な支援ができるように努めているところでございます。

3月まで児童相談所の開設準備ということで、全国各地の児童相談所に職員を派遣してまいりました。昨年度はもう最終段階でありましたので、最終的には、この3月末に12人の職員を東京都杉並児童相談所に派遣して、引き継ぎを実施してきたといったところでございます。

また、それに併せまして、専門研修ということで、私たちのスキルを向上するための研修も進めてきたといったところでございます。

あと、一時保護所でございます。定員のほうは12人ということで、学齢時男女各5名ずつ、それから幼児さん2人というところになってございます。基本的には個室対応といったところが実現できている運営というところでございます。

また基本方針といたしまして、一時保護所も基本方針を定めております。

まずは子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせるといったところを大切にしていきたいというふうに考えているところでございますが、子どもの権利といったところも大切にしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、一時保護所の生活の流れでございます。

一時保護所に関しましては、基本的な流れといったところはほぼ変わらないかなと思っておりますけれども、中野区の一時的保護所に関しましては、9時15分のところに書いてございますとおり、在籍校に登校が可能な児童に関しましては、登校のほうを保障していきたいなというふうに考えて、取組を始めているところでございます。

また学習に関しましては、学習支援員という会計年度職員も配置しているところでございますけれども、英語では外部委託を行うなど、より質の高い教育支援ができるようにといったところで、準備を行ってきているところでございます。

資料のほうは以上になるのですが、4月1日からの中野区児童相談所の開設の状況でございまして、こちらのほうは簡単に口頭でご説明させていただきます。

4月1日に、東京都杉並児童相談所及び中野区の子ども家庭支援センター機能で対応し

ておりました案件を、引き継ぎを受けまして、4月1日段階でおおむね360件程度の持ち案件でスタートしたといったところでございます。

一時保護に関しましては、東京都児童相談所からの引き継ぎで一時保護を行っている案件のほか、先ほど区長のご挨拶にもございましたけれども、4月1日初日に、警察からの身柄通告を含めまして3件の一時保護を行ったところでございまして、本日の時点では、中野区の一時的保護所に5人、それから東京都の一時的保護所等に9人の一時保護委託を行っているといったところが現状でございます。

また先週、家庭裁判所への送致も1件行っているといったこともございまして、ならし運転はないだろうと思っただころではございますけれども、4月から早速本格的にスタートしたなどといったところを受け止めているところでございます。

なお、一時保護等の実施状況に関しましては、4月の実績を、5月の子どもの権利擁護部会に、改めてご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○川松委員長

詳しくご報告ありがとうございました。家裁送致なんていうのはめったにないのですけれども、それが4月早々に今回あったということに驚いてしまいますけれども、大変なご苦労をされているのだと思います。

それでは、ただいまご説明いただきました児童相談所の内容につきまして、ご質問であるとか、あるいはご意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○黒田委員

開設前の開設準備に関わるのですけれども、児童相談所を中野区が開設するということは、都の児相から子どもが移管されると。そのことについて、中野区は人口の割に措置されている子どもの数が多いので、子どもたち、それから親への説明がどこまでできたのか。案外、これをやり切れていない児相がこれまで事例であって、ケースの多いところはなかなか難しかったりするのですけれども、どんな感じになっていきますか。

○児童相談所長

数として確認はしてはいないのですけれども、スケジュールといたしましては、施設等に措置をしているお子さんに関しましては、順次、杉並児童相談所に相談をしながら、秋ぐらいから本格的にお伝えをして、今度中野区が行いますよということをご説明させていただいておりました。

あと、在宅で継続しているケースに関しましては、今年になってからお伝えを、ほとんど中野区の派遣職員が在宅のケースもほとんど対応しておりましたので、そういった日々のケースワークの中でお伝えをするといったことをしておりましたので、全く知らずにこの4月を迎えたというご家族はないのではないかなというふうに受け止めているところでございます。

○川松委員長

ほかの委員の方で、ご質問やご意見ございませんでしょうか。

○秋山委員

3点ほどお伺いしてもよろしいでしょうか。今回、同じ建物に見相と教育が入ったということは、素晴らしいことだと思います。ただ、ハード面だけ一緒になっていても、ソフト面の中でやり取りをしていくということが今後必要かと思います。これまで、どの程度の子家センと教育とのやり取りがなされていたかというのが1点。

それからもう1点は、現在母子保健と児童虐待の部署の連携が非常に課題になっていますけれども、今回すこやか福祉センターと、それから場所の面は、離れていると思えますけど、今何か新たな取組をされているかというのが1点。

そして見相機能と子家セン機能が一緒になっていると思いますが、件数が多くなりますので、進行管理等はどのような形でなされていく予定かということをお教えください。

○児童相談所長

まず1点目の教育との連携に関しましてですけれども、これまで私ども子ども家庭支援センターとして活動してきている中では、先ほど申しましたすこやか福祉センターとは年4回、持ち案件の進行管理をしてきております。そういった中では、昨年度の後半から、その会議に教育委員会の指導室の方にも参加を求めて、案件の把握をしていただくといったことを進めてきておりました。

また東京都、杉並児童相談所とも年に4回、子ども家庭支援センターと虐待の案件に関して進行管理してきていたのですけれども、それにも昨年度後半から連携を始めてきているところで、情報共有を始めてきているところであったのですけれども、今回4月以降も、その活動を、今回虐待案件も養育支援も、あと特定妊婦に関しまして、年4回の進行管理を児童相談所、それから母子保健を担当しているすこやか福祉センター、そこに教育委員会にも参画いただいて、母子保健、児童福祉、それから教育といったところの情報共有を図っていくといったところを予定しているところでございます。

2点目の母子保健との連携も、今も少し触れさせていただきましたけれども、主に特定妊婦、それからすこやか福祉センターが担当している養育支援ケースといったところ、それから私ども児童相談所が担当しているケースに関しましては、年4回の定期的な情報共有を、4カ所ありますので、4カ所私たちが年4回まわって情報共有に努めていくということにしておりますし、特定妊婦に関しましては、いつ、どんな支援を行うかといったところがありますので、すこやか福祉センターのほうで特定妊婦というふうな判断をした場合には、私どもに連絡をいただいて、対応がとれる体制をつくっていければというふうに考えているところでございます。

それから3点目の児童相談所と子ども家庭支援センター機能が一体的になるところの進行管理といったところでございますけれども、私ども毎週火曜日は受理会議と援助方針会議を設定しておりまして、水曜日に進行管理会議を行うということで、実際、進行管理会議を丁寧に行いたいということで、案件に応じて毎週行うもの、それから月に一遍行うものというふうにレベルのほうつけまして、水曜日1日進行管理会議にかけるという想定をしております、今日も午前中いっぱい進行管理をして、午後も、通告が最近あった未処理の相談件数に関して、進行管理を行うということで対応しております。そういった意味では、案件を取りこぼしがいいような進行管理をしていくといったところで、今スタートを切れているかなといったところでございます。

○秋山委員

具体的にありがとうございます。

○川松委員長

ありがとうございます。そうしますと、すこやか福祉センター4カ所、年4回で16回ということでしょうか。

○児童相談所長

そうです。私どもからすれば、 $4 \times 4 = 16$ 回になるのですが、すこやか福祉センター単位でもありますので、それぞれの地域的には年4回情報共有を図っていくといったことになります。

○川松委員長

ありがとうございます。すこやか福祉センターは、子ども家庭支援拠点でもあるのでしょうか。

○児童相談所長

すこやか福祉センターは、子育て世代包括支援センターでもあり、市町村子ども家庭総合支援拠点でもあるといった位置づけをできているかなというふうに思っているところでございます。

○川松委員長

ありがとうございました。その進行管理会議は、そうするとすこやか福祉センターと教育委員会で、要保護児童対策地域協議会の会議に位置づけられているということなのでしょうか。

○児童相談所長

要保護児童対策地域協議会の事務局は、子ども・若者相談課のほうで行うのですが、その会議の位置づけで行っている進行管理といったことにしてございます。

○川松委員長

ありがとうございます。

○黒田委員

中核市が児童相談所をつくると、5年たつと危機がくるという。公務員の異動の時期だから、大体育ってきたらば異動で、また振り出しに戻るといふ、専門機関だけれど、素人集団という状況が永遠と続くという話があるのです。

中野区の場合も、児童相談所1カ所で、児童相談業務やるところはほかにないわけで、異動すればまたやったことのない人が来るといふ、いつまでたっても。今、東京都の児童相談所は、半分ぐらいが経験3年未満で、増員また増員に、補充が追いつかないような状況もあって。

ですから、せっかく児童相談所つくって、人材育成と一定のキャリアを持った人たちを常に確保する仕組みを、多分人事に絡む話なので、動かさないでずっと置いてとけといふわけにはいかなのでしょうけれど、でも自然に回していったら、常にそういう状態が延々と続くという危険性があるので、それについては何らかの方策といふか、考えていかないと、5年なんてあつという間に来てしまうので、これはお願いといふことで、要望しておきたいと思ひます。

○川松委員長

ありがとうございました。細かくお答えいただきましてありがとうございます。最後に黒田委員がおっしゃったことは、今後の人材育成といふことで、ぜひご検討いただければと思ひます。

それでは、児童相談所に関しては、これで終わりにさせていただきます。

それでは、審議会全体を通しまして、皆様のほうからご質問あるいはご意見等がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、それでは全体会はここまでといたしまして、ここからは各部会に分かれて、顔合わせ、あるいは部会長の指定などを行っていただきたいというふうに思います。

今後の審議の流れ等についても、各部会で確認をいただければというふうに思います。

では、これで令和4年度の第1回中野区児童福祉審議会は終了といたします。どうもありがとうございました。

引き続き、部会のほうにご出席をお願いしたいと思います。

部会の開催の冒頭に、部会長の選出をお願いしますが、各部会長が選出された時点で、一旦全委員に対して、各部会長の報告をお願いするという予定になっております。事務局の方のほうから合図がございますので、部会の開催中に、一旦お声がけをさせていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、これからの説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課庶務係長）

ここでお席のほうの移動をお願いしたいと思いますですが、その前に事務局から事務連絡でございます。

提出書類を本日お持ちの方は、部会終了後に、出入り口の事務局職員までご提出いただくよう、よろしくをお願いいたします。

次回の全体会につきましては、令和5年3月に予定しております。具体的な日程は今後調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、各部会の席への移動をお願いしたいと思いますですが、「里親認定部会」につきましては、一番後方のほうにお席を用意してございます。それから「保育部会」につきましては、中央の部分にお席を用意してございます。そして「子どもの権利擁護部会」につきましては、現在の場所で席を設定いたしますので、よろしくをお願いいたします。

では、お荷物をお持ちになって、移動のほうよろしくをお願いいたします。

午後7時30分 中断

午後7時37分 再開

○事務局（子ども・教育政策課長）

部会を進めていただいている途中で申し訳ございません。各部会の部会長を決めていた

できましたので、それぞれの部会長の方に一言ご挨拶をいただければと思いますので、部会を一旦中断をして、よろしく願いいたします。

まず「子どもの権利擁護部会」の部会長、川松委員からよろしいでしょうか。

○川松部会長

「子どもの権利擁護部会」の部会長ということで仰せつかりました川松です。児童相談所の取組のバックアップができていくといいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございました。続きまして「保育部会」の部会長の方、お願いいたします。

○新開部会長

「保育部会」の部会長を仰せつかりました新開よしみです。子どもの通う保育施設のことを、会計士の方と一緒に、ものすごく分厚い資料を見ながら進めていくお仕事らしいので、その先には子どもがいらっしゃるな、保護者がいらっしゃるなと思いながら、務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。続きまして、「里親部会」の部会長の方、お願いいたします。

○上鹿渡部会長

部会長を仰せつかりました上鹿渡です。よろしく願いいたします。里親養育をこれから増やしていくという中で、この認定数というのは非常に大事なことで、僕自身も、いろいろ関わってはいるのですが、審議会自体には関わったことがありませんでしたので、この会で一緒にどういった形がいいのかというのをつくっていったらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

では、部会のほうの進行をお願いいたします。

午後7時40分 閉会